

# 虐待かな？と思ったら……

市における児童虐待相談件数は平成20年度が10件、21年度が20件、22年度が45件と毎年倍増しています。児童虐待は市民一人や一つの機関で解決できる問題ではありません。市民や行政、関係機関が協力して取り組む必要があります。「児童虐待かな？」と思ったら、ためらわないで連絡してください。あなたからの連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩になります。

## 子どもへの虐待とは

保護者（親、または親にかわる養育者）によって子どもに加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合、重複して起こっています。

### 身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力
- 激しく揺さぶる
- タバコの火などを押しつける
- 家の外に長時間閉め出す など

### 性的虐待

- 性的行為の強要
- 性器や性交場面を見せる
- ポルノグラフィーの被写体になるよう強要 など

### ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

- 食事を与えない、不潔なまま放置する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 病気でも医療機関を受診させない
- 学校などに行かせない
- 同居人による虐待を放置する など

### 心理的虐待

- 言葉による脅かしや脅迫
- 暴言、罵声を浴びせる
- 無視、拒否的な態度をとる
- 兄弟間での極端な差別扱い
- 子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス（配偶者に対する暴力）を見せる など

## こんな「子ども」と「保護者（親）」が心配

程度や頻度にもよりますが、次のようなことに気付いたら相談機関などに連絡や相談をしてください。

### 子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 不自然なケガが多い
- 体重や身長が増えない
- 食事に異常な執着を示す
- 衣服や身体がいつも不潔、季節に合わない服装
- 誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
- 表情が乏しく笑わない（無表情）
- ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定
- 夜遅くまで外で遊んでいた、徘徊している
- 家に帰りたがらない

### 保護者（親）について

- 地域や親族などと交流がなく、孤立している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 小さい子どもを家に置いたまま、よく外出している
- 子どもに対して拒否的な発言をする
- 気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させることが多い
- 子どものけがについて不自然な説明をする

## 子どもを虐待から守るための5カ条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）  
(通告は義務＝権利)
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳  
(子どもの立場で判断)
- 3 ひとりで抱え込まない  
(あなたにできることから即実行)
- 4 親の立場より子どもの立場  
(子どもの命が最優先)
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる  
(特別なことではない)

## 虐待に気付いたときや、出産や子育てに悩んだときは下記に連絡ください。

●匿名で結構です ●秘密は守ります

全国共通ナビダイヤル 0570 (064) 000  
(PHS、IP電話は不可)  
静岡県中央児童相談所 054 (286) 9236  
市家庭児童相談室 0548 (23) 0071  
夜間・休日緊急連絡先 054 (281) 4199  
(生命に危険が差し迫っている場合には、警察署へ連絡してください。)

問い合わせ 子育て支援課 大石 ☎0071

# 平成24年度放課後児童クラブ 利用申し込み受け付け開始



放課後児童クラブは、保護者の事情により、放課後などに小学校1年生から3年生までの児童を預かる施設です。平成24年度の利用申し込みを次のとおり受け付けます。

問い合わせ 子育て支援課 大関 ☎0071

**利用対象者** 保護者が共働きや疾病、家族の介護などの事情により児童を預けなければならない家庭で、市内の小学校に在籍する新1年生から新3年生までの児童

**開設日時** ▶平日（月～金曜日）……………下校時～午後6時  
▶土曜日……………午前7時30分～午後6時  
▶夏・冬・春休みや振替休日……………午前7時30分～午後6時  
\*土曜日は、相良地域（相良児童館）、榛原地域（旧静波保育園）それぞれで1カ所の合同開設となります。

**申込方法** 子育て支援課（さざんか内）、相良窓口課、各児童クラブにある申込書に必要事項を記入し、子育て支援課または相良窓口課へ提出。

**利用料** ▶月額7,000円 ▶土曜日1,000円（月額）▶夏休み7,000円 ▶冬・春休み3,500円  
\*平成23年度市民税非課税世帯は、上記の半額となります。

**申込期間** 11月1日☎～11月15日☎  
**備考** ▶申込受付後、後日面接があります。（面接時に就労証明書などを提出）  
▶全ての児童クラブについて、平日の利用申込者が15人に満たないときは、開設できない場合があります。未開設となった児童クラブについては、利用申込者に11月30日までに連絡します。  
▶開設場所や対象児童は、利用申込者の人数により、変更となる場合があります。

## 市内の放課後児童クラブ一覧

| 名称             | 開設場所         | 対象児童                   |
|----------------|--------------|------------------------|
| 相良放課後児童クラブ     | 相良小学校内       | 相良小学校1～3年生・片浜小学校1～3年生  |
| 地頭方放課後児童クラブ    | 地頭方小学校内      | 地頭方小学校1～3年生            |
| 萩間・菅山放課後児童クラブ  | 萩間小学校内       | 萩間小学校1～3年生・菅山小学校1～3年生  |
| 静波放課後児童クラブ     | 旧静波保育園       | 川崎小学校1～3年生             |
| 細江第1放課後児童クラブ   | 細江小学校内       | 細江小学校1年生               |
| 細江第2放課後児童クラブ   | 細江コミュニティセンター | 細江小学校2～3年生             |
| 勝間田・坂部放課後児童クラブ | 勝間田農村の家      | 勝間田小学校1～3年生・坂部小学校1～3年生 |
| 牧之原放課後児童クラブ    | 仁王辻公民館       | 牧之原小学校1～3年生            |



仲良くおやつを食べる静波放課後児童クラブの子どもたち